

## 第4次山形県特別支援教育推進プラン検討委員会 協議の記録(要旨)

第2回検討委員会(10月31日(月)： 於 山形県庁1001会議室)

◇ 説明 第1回検討委員会が出された意見の整理、第4次プランの基本目標と施策の枠組み等について

(1) ご質問、ご意見                    なし

◇ 協議1 論点を設けた協議① (共生社会の形成を目指した理解・啓発の促進)に関する検討

<論点>

- 障がいのある人もない人も共に認め合い、支え合い、誇りをもって生きる子どもたちを育てるためには、どのような取組みが必要か。
- インクルーシブ教育システムや共生社会の理解をより一層促進していくためには、どのような取組みがあればよいか。

(1) 交流及び共同学習について

- ① 特別支援学校の児童生徒の居住地校交流について、相手の学校の理解が進んできている。全体的に見て障がいや障がい者理解は進んできているのではないか。居住地校交流について、拡充・拡大の方向で進めてはどうか。
- ② 共生社会を形成するには、健常者に障がい者のことを知ってもらうことが基本となる。どんな障がいで、どのような支援が必要か、どのようなことで困っているかなど、具体的にどうすればいいのかが分かれば、お互いに生きやすくなるのではないか。
- ③ 交流において、表面的な理解にとどまっているところもあるのではないかと懸念される。障がいのある子どもが一方向的に助けられるということではなく、もっている力を発揮しながら同じように学んだり活動したりできるような支援が必要。お互いにとって有益な学びが得られる交流でなければならない。

(2) 中学校や高等学校での取組みについて

- ① 中学校には、障がいによるものだけではなく、不登校や家庭内不和、LGBTQなど様々な支援を必要とする子どもがいる。そうした中で、多様性を認めるという考え方で支援している。多様性を認める学級づくりはいじめ予防にもつながる。学級活動の中で、自分たちできまりをつくって守るなど、日々の生活の中で取り組むことが大事である。
- ② 高等学校には特別支援学級はないので、通常学級で全ての生徒が学んでおり、インクルーシブ教育につながっている。多様性を認め、困っているときは助けるという集団づくりに力を入れている。安心して生活できる集団づくりをすることで、生徒たちが落ち着いている。理解推進という点では、保護者の共生社会への理解も必要。PTA研修会のような機会を活用し、特別支援教育について研修する場を設けることが大事ではないか。

(3) 今後の取組みについて

- ① 理解促進は、まだ不十分ではないか。リーフレット配付やセミナーを行うだけではなく、やり方の工夫が必要。リーフレットに15分程度のプロモーション動画のQRコードをつけて、一人一人が主体的にアクセスできるような形にしてはどうか。
- ② 教職員だけでなく保護者にも研修が必要。校内研修を充実させることが大事である。専門家や相談員などによる巡回相談を活用したケース会を行うなどして、自分事として学ぶことができるようにするとよい。校内研修をすることで、管理職によるマネジメントも進む。
- ③ 支援学級から通常学級、普通高校に進学して、一般就労、または精神障害者保健福祉手帳や療育手帳を取得して福祉的な就労をしていくという、そ

それぞれのスタイルで自立をしている好事例がたくさんある。支援していくとどうなっていくのかという先が見えることは、インクルーシブ教育の重要なところだと思う。そのような好事例を知ってもらおうことが主体的に考えることに繋がってくるのではないか。

#### ◇ 協議2 論点を設けた協議②（関係機関との連携強化による切れ目ない支援の充実）に関する検討

##### <論点>

○ 障がいのある子どもの切れ目ない支援の充実に向けて、どのように連携を強化していったらよいか。また、より効果的な連携のためには、どのような取り組みが必要か。

##### (1) 幼児教育における支援と幼保小連携について

- ① 幼稚園には様々なお子さんが入園している。保護者は家庭とは違う集団の中で、お子さんの困り感に気付きにくいことがある。保護者の理解をサポートするためにリーフレットを活用できるとよい。3歳児用や就学前の幼児向けのものがあると、自分の子どもの困り感に気付くことができるかもしれない。
- ② 幼稚園で支援が必要ではないかと思われる子どもの様子を、小学校の教員に秋祭りなどの行事の際に見てもらうなどして、その子どもの特性を理解してもらう機会がある。そういう意味では小学校との連携が強まっているのではないか。
- ③ 連携支援の一番の土台になる幼小中高の連携、校内支援体制、教育支援がしっかりしてこそ、関係機関との連携が効果的になる。そこで、幼稚園等と小学校の連携のしにくさが課題になる。一つの小学校に20近くの幼稚園等から就学してくるようなところでは、連携が難しい。複数名の特別支援教育コーディネーターが、就学時健診時に確認し、支援が必要と思われる子どもがいる幼稚園等を全部回って、子どもの情報を得るというようなことも学校ができる一つの手立てではないか。
- ④ 幼稚園での例として、片方の耳が聞えない子どもに対して、聞こえる側にまわって話しかけるという姿が見られる。周りの子どももそれを見て同じように対応している様子があり、とてもよいインクルーシブ教育になっている。その子たちが小学校にあがっていくとインクルーシブ教育が繋がっていくのではないか。
- ⑤ 幼稚園等と特別支援学校の子どもの交流の中では、自然な形で交流ができています。その子に寄り添う姿勢というのがインクルーシブ教育の基本ではないか。そうした幼稚園等との交流の好事例を、県がインクルーシブ教育の視点で紹介することも、幼稚園等と義務教育を繋ぐポイントにもなるのではないか。

##### (2) 関係機関との連携について

- ① 児童福祉法が改正され、今後の方針としては、こども家庭庁が創設され、子どもの支援は子どもだけではなく、子どもと家庭の両方を支援するという方向になっている。そうした中で、今後は児童発達支援事業所や放課後等デイサービスの利用が増えていくと思われる。学校は連携先が増えることになるので、互いを尊重し、きちんと話し合いをしながら連携していただきたい。
- ② 学校と関係機関との連携会議等の中で話し合われたことについては、校内支援体制の中で検討し、学校としてどう考えていくのかを、主体的に考えることが必要である。

- ③ 高等部卒業時点での福祉との連携については強化されてきているが、学校に入る前の幼稚園等から小学校に進学する部分については、福祉との情報共有がまだまだできていないと感じている。幼稚園等と小学校との連絡会が、学校ごとに入学時点であると聞かすが、ここになかなか福祉の立場で入ることができていない課題がある。相談支援事業所が参加できると、幼少期から情報共有ができるのではないかと。
- ④ 学校で作成している個別の教育支援計画について、福祉事業所とより一層の共有が進むとよい。放課後等デイサービスを利用するときに相談支援事業所で障がい児支援利用計画を作成している。こちらも学校に確実に渡すことがまだできていない状況があるので、学校で作成している計画、相談支援事業所で作成している計画、利用している福祉サービス事業所で作成している個別支援計画、これらを共有できるように、次期のプランにはこの動きが強化できるような取組みをお願いしたい。
- ⑤ 労働の分野でも、在学の段階から切れ目ない体制づくりを意識してきている。しかし、労働部門もマンパワーが限られている状況であるため、いかに学校の教員と連携しながら、就労支援を機能させていくかを常に考えていかなければいけない。
- ⑥ 成長の段階から活用してほしいサポートファイルが、どの段階で本人のものになるのかということが、非常に大きなポイントになるのではないかと。高校で学力に問題がなかった方にも、サポートが必要な方がいる。そういった方々を含めて、自分に必要な支援を考えることを高校教育の中で、ぜひ取り組んでいただきたい。
- ⑦ 福祉サイドからの学校へのアプローチに対して、もう少し教育サイドが敏感になってもいいのではないかと。卒業前からの連携ができる状況になってきているので、教育サイドでも心の準備をしてもらいたい。

### (3) 医療的ケアについて

- ① 医療的ケアを必要とする子どもだけではなく、身体的な障がいや病気療養中の子どもなど、医療との繋がりがある子どもたちの自立が課題となる。学校という社会の中で、自分の特性を学ぶということを、教育目標にしていただきたい。自立を考えるにあたり、自分に合った道具の使い方、人に助けを求めるタイミング、活動への参加の仕方の決め方、この三つを子ども自身が学んでいける教育をお願いしたい。
- ② 今の動きとして市町村の学校への展開が出てきつつある。特別支援学校の医療的ケアの対象児はほぼ横ばいに近いということを踏まえた上で、市町村への展開というものを政策としてもっていた方がよい。そういう意味でガイドラインを作ったことを成果と課題に入れ込んではどうか。
- ③ 特別支援学校間の体制の状況に差がある。病院に隣接している学校は、医療からのサポートが常にある一方で、医師が身近にいない特別支援学校もある。このようなことを考慮して、山形大学に設置された医療的ケア児等支援センターと連携して取り組めるとよい。